



陳情第 8 号

陳 情 書

令和 6 年 11 月 15 日

霧島市議会議長 仮屋 国治 殿

陳情者

住所 霧島市国分

霧島子どもの未来を守る会

代表 岡元ルミ子

霧島オーガニック推進協議会

代表 岩元 保代

もっと安心な学校給食推進に関する陳情書

陳情事項

1, 無農薬・減農薬食材を積極的に使用

もっと安心な学校給食の為に、食材の調達に関して可能な限り地元産の無農薬・減農薬食材を積極的に納入出来るようにしてください。

2. 地元産食材調達の体制づくりのための関係者間の連携強化

もっと安心な学校給食の為に、地元の農業従事者、行政、学校、栄養士、調理員、保護者などの関係者間の連携を強化し、学校給食によりさらに安定的な地元産食材調達の実現に向けた体制構築をお願いします。

3, 天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料等の推進

もっと安心な学校給食の為に、化学調味料の使用を控え地域の食文化を継承し、子どもたちの味覚教育に繋がるよう、天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料の使用を推進してください。

陳情の理由・経緯等

子どもの未来を守る会では、令和 4 年 9 月より、霧島オーガニック給食推進協議会では、令和 5 年 2 月より、子育て中の保護者や農業従事者、栄養士の方々と共に毎月の各種勉強会、(子どもの未来を守る会では令和 6 年 11 月までで 27 回) や映画の上映会、講演会等の活動をして参りました。そのうえで、現在の学校給食に関わって頂いている関係者の方々には、子どもたちの為に日々努力して頂いている事も知ることが出来ました。学校給食は、義務教育期間の 9 年にも渡る心と身体をつくり、子どもたちのみならず大人への食育に対しても、持続可能な食料システムの構築に向けても、役割は大きいものと考えて

います。食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」とした上で、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」とされています。

霧島市においては、令和6年度より学校給食で使用する米について、全て市内産に切り替えることも実現しました。また、野菜等の地産地消率は令和5年度は県内産で65.6%で、前年度より4.8ポイント向上している状況にあります。今後さらに、市内産の地産地消率の向上や、より多くの無農薬・減農薬を積極的に納入できるようにしていくためには、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」における2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大する目標に沿った取り組みなどを霧島市でもさらに推進していくこと、学校給食に携わる方々との連携をさらに強化し、安定的な食材調達の実現に向けた体制構築を進めていくことの必要があると思われます。また、天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料の使用を推奨し学校給食が、地域の伝統的な食文化の継承、そして味覚教育の場にもなるように取り組んでください。

上記、陳情事項のご検討をよろしくお願いいたします。

参考資料

○学校給食法（抜粋）

第一条 この法律の目的

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

第二条 学校給食の目標

一、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

四、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

六、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

○みどりの食料システム戦略（農林水産省）

3 具体的な取組

消費 4、環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- ・有機食品の消費の拡大
- ・地産地消の推進（学校給食等での地場産農林水産物の利用）
- ・科学農薬の低減に向けた取組
- ・有機農業の取組の拡大

・オーガニックビレッジへの取り組み（農林水産省）

市町村における取組イメージ

9、イベント、地域内外の住民との交流・連携

10、学校との連携（給食への導入等）